

【議案第84号】

青森市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の修正について

概要 平成29年度における給料月額等の減額措置について、一般職の職員の一部に係る減額率を引き下げるため、修正するもの

修正の内容 主幹級、主査級及び主事級の減額率の引下げ

○一般職の職員

区 分	減 額 率	
	修正前	修正後
管理職である職員 (部長級・次長級・課長級)	△10%	修正なし
管理職以外の職員 (主幹級・主査級・主事級)	△5%	主幹級 △3%
		主査級 △2%
		主事級 △1%

○常勤の特別職の職員

区 分	減 額 率	
	修正前	修正後
市 長	△25%	修正なし
副 市 長	△15%	
公営企業管理者	△10%	
教 育 長		
常勤の監査委員		
浪 岡 区 長		